世界のパブリックアクセス概況

1、米国

(1) 法制度

◇通信法: CATVに占用権(フラチャイズ権)を与えるのと引きかけに、地域のために アクセスチャンネルの設置を義務化(1972年制定)

◇規定

- *Pパブリックアクセスチャンネル(地域の市民が自由に発言・発表できる)
- *Gガバメントアクセスチャンネル:自治体中心のチャンネル
- *E:エデュケーショナルアクセスチャンネル:教育機関が中心のチャンネル

(2)制度の背景

PACは市民誰もが自由に発言、発表できる場、電子メディアに接触できる場と位置づけられている。民主主義が守られる大前提、憲法修正第1条に保証された権利である言論の自由、多様性を確保するためには、電気通信メディアへのすべての市民のアクセスが不可欠である。デジタル時代にあっても誰もが電子メディアを自由に使えなければならない。(『アメリカの市民とメディア〜パブリックアクセスの現状』平塚千尋(1998年「アメリカの市民とメディア」調査団))

(3) チャンネル状況

- ◇アクセスチャンネル:全米15000チャンネル
- ◇コミュニティチャンネルを持っている自治体・・15%
- ◇運営主体: CATV35%、NPO26%、自治体20%、教育団体12%、図書館9%(コミュニティメディア連合(Alliance for Community Media) 1992年データ)

*参考: NYマンハッタン・・・9チャンネル (G=4、E=1、P=4) ワシントンDC・・・・6チャンネル (G=2、E=2、P=2) サンフランシスコ・・・3チャンネル (G=1、E=1、P=1)

(4)動向と現状

新通信法(1996年) 規制を緩和し競争を促進

→メディア産業の競争、利潤追求が激化。

CATV・PAC関係者は市民のアクセス権に危機感。

『ケーブルTV通信委員会』(広域行政機関)を組織

電気通信アクセス法などを広げようと推進する団体なども。

(4) PACの運営(事例)

マンハッタン・ネイバーフット・ネットワーク

組織概要

◇設立:1990年 ◇形態:非営利組織

◇年間予算:190万ドル(約1億6000万円)

◇財源:ケーブルTVのフランチャイズフィー(5%=3.5 ドル×50 万加入世帯)

タイムワーナー (ケーブルテレビ局) が25万ドル支援

◇スタッフ: 25 人(黒人 1/3、ヒスパニック 1/3 白人 3/1 半数以上女性)

事業

◇PACの放送:午前7時~午前3時まで20時間放送

3700 以上の個人・団体が、毎季平均 10000 以上の番組を放送 制作ガイドライン有り (卑猥なものは断ることも。禁止ではない)

◇番組制作ワークショップ

*ビデオ撮影番組(4週4回 ビデオ撮影2日+編集2日)

*スタジオ制作(4週4回 スタジオカメラ2日+副調整室2日)

*イントロダクション to ビデオ (プロデューサーとは何か、著作権 1日)

その他、留意事項

- ※ 番組ルールに関しては、猥褻なものや誹謗中傷などよりコマーシャル問題のほうが浮上
- ※ 子どもの番組づくり、メディア教育に力を入れているセンターも多い(ワシントンなど)
- ※ 貧困地域や犯罪多発地域などでの自主的な地域番組、参加番組は教育的効果が高い
- ※ 施設や機材レベルはPACによってまちまち
- ※ 大学などの中にも放送局がある

(5) 公共放送

CPB (公共放送公社)

組織概要

◇設立:1967年 形態:非営利組織

◇年間予算:26000 ドル (約260億円)

◇財源:連邦予算から 26000 ドル (約 260 億円)

事業

- ◇ NPR・PBSを含む、全米 1000 以上のローカル放送局への資金提供
- ◇ 番組企画を募集し支援する助成プログラムの実施
- ◇ 子どもの教育促進など

2、カナダ

(1) 法制度

◇放送法:第3条『宣言』で二重言語と多文化主義の「大原則」を明記(1991年)
「カナダの放送は、(中略)、公共(Public)・民間(Private)・ユミュニティ
(Community)の各部門からなり、公的な財産である無線周波数を使用し、番組編成を通じて、アイデンティティおよび文化的主権を維持・促進する上で必須の公共サービスを提供するものである」と規定

◇コミュニティ·メディア規制 (2002年)・・・CRTC制定

- *放送の60%以上は地域で制作された番組であること
- *ケーブル事業者は市民アクセスを推進し、番組研修が受けられるように努力すること
- *コミュニティちゃんねんるでは30~50%のアクセス番組を放送する
- *ケーブル事業者がコミュニティチャンネルを運営しない地域では、NPOの地域組織がコミュニティ番組編成事業の放送免許を申請できる

(2) 制度の背景

英語・仏語の文化的二元性の社会として成立。更にアボリジニ、先住民とフランス系移民の混血メティス、アジア系移民の増加があり、他民族・多文化の流れがすすんだ。同時に、国境が接しているアメリカからの文化的統合を拒否。対外的には文化主権と内部の多文化主義を打ち出し、1982年「権利と自由のカナダ憲章」の採択・憲法化、1988年『多文化主義法』制定。コミュニケーションの分野にも適用され、1991年、放送法が改正された。

(3) チャンネル状況

◇コミュニティ放送事業者:地上波:10 (極北部イヌイット向け)・ケーブル:245◇チャンネル数:851 チャンネル

(4) PACの運営(事例)

アボリジナル・ピープルズ・テレビ・ネットワーク

組織概要

◇設立:1999年 ◇形態:非営利組織

◇年間予算:2100 万ドル

◇財源:ケーブルテレビの加入料の一部(13セント×900万世帯分)

◇スタッフ:82人(75%がアボリジナル出身)

事業

◇番組の放送:視聴可能世帯:900万世帯

使用言語:英語・フランス語・ほか25種の異なるアボリジナル言語

◇インターンシップ:アボリジニの若者たちに6ヶ月のインターンシップ研修

その他、留意事項

- ※ カナダのコミュニティメディアは、会社組織(広告収入・有限会社・株式会社)・協同 組合、非営利法人など組織形態は様々
- ※ 多言語放送・少数者向け放送などが多数運営されている。
- ※ 日本語で放送する日系のテレビ局もあり、日本人留学生や住民などが地域放送に参加している(環太平洋文化交流協会では100人のボランティアが参加)
- ※ ケーブルTVの加入料から一定額が安定的に入るため、経営は比較的安定している

(5) 公共放送

СВС

- ◇テレビ・ラジオともに地上波の全国ネットワーク+地域放送
- ◇英・フランス語2ヶ国語放送
 - ◇財源:政府交付金・テレビ広告収入(25%)

その他の公共放送

- ◇CPAC (国会テレビ・全国放送)
- ◇APTV (アボリジニ先住民向けテレビ・全国放送)
- ◇VisionTV (宗教サービス・全国放送)
- ◇教育放送(州によって)

4、ドイツ

(1) 法制度

◇放送法:ドイツの放送事業は州の所管(州ごとに独立行政法人メディア庁) 州ごとに公共放送、商業放送、市民放送を規定

(2) 制度の背景

ナチスドイツ時代のプロパガンダ政策の反省にたち、ドイツは戦後、メディアの一極集中を避けるため、放送事業は州ごとの所管としている。1984年に、各州で商業放送の認可を法制化するにあたり、抱き合わせでオープンチャンネル(市民放送)が開始。市民の放送を通じて言論の自由を保証することを目的に制度化された。

(3) チャンネル状況

- ◇全国16州中12州で大小77箇所のオープンチャンネルが設置(2001年現在)
- ◇加入世帯は160万~50世帯まで様々
- ◇ケーブルテレビ視聴者1800万人のうち33%の600万人が視聴可能
- ◇受信料の2%(全国で3500万マルク=約21億円)がオープンチャンネルに支出

(4) PACの運営(事例)

ルートヴィッヒスハーフェンのオープンチャンネル

組織概要

◇設立:1984年 ◇形態:登録協会(アソシエーション)

◇年間予算: 不明 ◇財源:受信料

◇スタッフ:メディア庁職員兼任2人・他ボランティア

事業

- ◇放送:火·水·金·土:17 時~21 時 木:13 時~16 時 日:15 時~20 時
- ◇番組数:年間1000本程度
- ◇市民メディア研修センター
 - *メディアの権限・役割・放送法・放送の公共性(1~2日コース)
 - *非商業ラジオの運営・組織化/*ジャーナリストとしての基礎知識
 - *カメラ・編集・構成・音響効果・証明・インタビュー法
 - *幼稚園の先生・若い女性を対象に、子どもと一緒に番組を作るためのWS
 - *受講料は原則無料・年間予算40万マルク(約2400万円)

(5) 公共放送

- ◇公共放送局は16州で10放送局あり、これが連合してARDを組織
- ◇全国放送1チャンネル、ローカル放送8地域に1チャンネル放送
- ◇全州を所管するZDFがあり、全国放送1チャンネルを放送

5、韓国

(1) 法制度

新・放送法: 2000年に施行された放送法により、放送局に市民が制作した番組を放送する義務が課された。韓国放送公社(KBS)は「視聴者が直接制作した番組を編成しなければならない」(放送法 69条)とされ、有線放送と衛星放送も、「視聴者が自ら制作した番組の放送を要請した場合には、特別な理由がない限り、これを放送しなければならない」(70条)と定められた。

(2) 制度の背景

朝鮮戦争の休戦以降、長い間、軍事独裁政権が続いた韓国では、87年の民主化を契機に言論の自由を重視する傾向が広まった。政権寄りの報道を続けたKBSに対する受信料不払い運動などと連動する形でメディア運動が高まり、言論の自由・多様性の確保などの観点から欧米で既に先行していたパブリックアクセスを実施する必要性が認識された。

(3) チャンネル状況

◇地上波: KBS (公共放送) 土曜日の午後30分市民放送枠「開かれたチャンネル」

◇衛星放送:RTV

◇ケーブルテレビ局

(4) 運営

◇放送の改正に伴い国内にメディアセンターを整備 現在、ソウル・プサンほか17箇所に整備

セミプロ向け、一般向け、マイノリティ向けの各ワークショップを実施

